

明治の企業家 杉山徳三郎の研究 筑豊石炭一括販売所について

杉 山 謙二郎

1. はじめに
2. 筑豊炭田における坑主の販売進出への試み
 - (1) 旧藩政下における仕組法
 - (2) 復活仕組法
 - (3) 若松商会
 - (4) 嘉麻組石炭壳捌処
 - (5) 廣炭社
3. 筑豊石炭坑業組合の成立と石炭一括販売所
 - (1) 設立の経緯
 - (2) 石炭一括販売所の機能
 - (3) 石炭一括販売所の終焉
4. 石炭一括販売所の評価
5. 終わりに—石炭一括販売所と徳三郎の企業家活動—

1. はじめに

明治14年末、企業家杉山徳三郎が目尾坑に蒸気機関による汽力採炭を導入して以来、筑豊炭田における石炭鉱業は、多くの企業家の参入を得てその産出量を急増させていった⁽¹⁾。ちなみに筑豊炭田の石炭産出量は明治15年の5万1千貫（約191千トン）が、3年後の明治18年には9万4千貫（約353千トン）となり、その平均伸

び率は年率20%を超えて、当時の民業石炭総産出量の平均伸び率約10%に倍する勢いで成長していた⁽²⁾。この様な状況の中で、筑豊の炭坑主達は福岡県の指導のもと明治18年11月に筑豊石炭坑業組合を設立したが、以後この団体は我が国有数の同業組合として、幾たびかの改組や、名称の変更を受けながら、昭和年16年に戦時統制機関として石炭統制会が成立するまで、筑豊石炭鉱業の発展に指導的役割を果たした。然し設立当初のこの組合の主要な関心事は産出した石炭を積出港である若松、芦屋両港に輸送する川船（川艦）の輸送力の整備と運賃の安定、及び商業資本として価格決定権を握り坑主支配を強めつつあった問屋勢力から石炭市場の主導権を回復することにあった。本小論文はこの後者について筑豊石炭坑業組合が坑主による石炭の自力販売を実現するために、目尾坑主杉山徳三郎を中心として若松に設立した石炭一括販売所の設立の経緯と内容、及びその結末と意義について検討するものである。この石炭一括販売所については、史料上の制約から現在までその研究が殆ど為されてこなかったが、本論においては石炭一括販売所とほぼ同時期に結成された筑豊燐石坑主の「五郡燐石坑主申合契約」を参考にしつつ、徳三郎が19年当時に記した「日記⁽³⁾」の断片をこれに加えて、この検討を進めることを試みた。

2. 筑豊炭田における坑主の販売進出への試み

生産者による流通支配が成功する確率は、どの産業においても決して高くはない。逆に流通、特に卸売業者（問屋）が生産者を支配する形態は歴史上どの産業においても存在し、現代から歴史を遡るほどその傾向は著しい。石炭産業においても天保8年の仕組法成立以来この問屋制度が幕藩・維新期を通じてその基盤を固めてきた。これに対し維新後の明治10年代になると山元、坑主の人々は生産力の高まりを背景に、流通の支配権を石炭問屋から取り戻そうとして幾つかの試みを行うようになった。本稿の主題である石炭一括販売所はその試みの最後でかつ最大規模の挑戦であったが、先行例と同様炭価の下落をまえに瓦解せざるを得なかった。

本章ではこの石炭一括販売所の内容に立ち入る前に、先ずその前提となるかつて存在した藩による仕組法に触れ、次いで坑主達の幾つかの試みについて紹介することとする。これによって石炭一括販売所の歴史的意味が一層明らかになると考へるからである。

(1) 旧藩政下における仕組法

石炭は元来筑豊地域において農民によって自由に採掘され、薪燃料の代替として自家用に用いられていた。しかし明和年間（1760年代半ば）になると、遠賀郡若松浦の庄屋和田佐平の努力により、周防、三田尻方面即ち瀬戸内海地方の製塩業にその用途が広がり⁽⁴⁾、天明期（1780年代）には藩内の都市部住民の燃料としても石炭が用いられるようになった⁽⁵⁾。時代が天保年間に進むと、薪燃料不足の深刻化、農村疲弊による農民の遊民化及びこれが最大であるが、藩財政の立て直しなどの対策として福岡藩、小倉藩によりようやく育ってきたこの石炭産業を統制する仕組法が導入され、元来「大体に自由採掘・販売が行はれ、放任状態にあった石炭業が、可成り厳重精密な成文法規によって藩役人に支配せられ、採炭運送販売各方面に殆んど全部藩経済の形となつた⁽⁶⁾」。ここに石炭に関する藩支配が石炭の生産から売り渡しに至る全過程を藩の統治機構が握る形で開始されることとなった。

この藩支配の内容は天保8年に策定された福岡藩の30項目から成る「焚石会所作法書⁽⁷⁾」によって知ることができる。それによるとこの作法書は焚石会所役員（組織）、事業期間、事業内容（鉱地、資金、採・送炭、販売）等の規定からなり、会所役人として総取締（郡奉行の兼任）、若松・芦屋取締役（大庄屋より選任）、手代役（問屋から2名選任）、売捌役（問屋より、沖船積込即ち販売）、山元取締方（各地大庄屋から選任、鉱区監督、坑夫の世話、船頭の管理）が組織されていた。また事業内容については、遠賀、鞍手、嘉麻、穂波の4郡をその範囲と定め、その地の山元採炭者たる坑夫は会所に届け出てその指図に従って採炭し、全収穫を会所に収めることとした。坑夫は元来は農民であったが、次第に遊民の数が増え専業化して来ており、彼らの生活費は先ず藩が会所を通じて前貸し（山元御救），冬になって益銭から坑夫に支払う「山元渡」に対し、貸付金を1割の利息と共に差し引く形で支払われた。採掘された石炭は川艤（かわひらた）に搭載して若松・芦屋に輸送されたが、その際船頭の抜売りを防ぐために山元取締方で検量、送状作成を行い、また若松・芦屋会所での検量も徹底された。検量後の石炭は売捌問屋により沖船に積み込まれて各地の塩田に向け発送されるが、その際の販売価格は石炭の品質、季節、坑夫の状況などによって異なったようである。販売収益の配分は、これを販売価格に占める費用の構成比でみると、天保8年頃の値として、山元御救（生産費）

13%，出場出し（川まで）2%，川艤5%，問屋口銭20%で計40%と言う数値であり，残りの粗利益60%が会所収入即ち藩の取得分となると言う極めて一方的な計算からなりたっていた。

なお，この様な内容を持つ作法書が天保期に突然成文化されたわけではない。その前段として藩当局は以前から焚石の採掘販売について継続的に政策的取り組みを行っており，天明7年の「山所定目」，文化元年の「郡益仕組」，文化13年の「屑焚石旅売（藩外輸出）仕法書」等の諸施策がこの作法書に集約されて成文化されたと理解するのが正しいようである⁽⁸⁾。また以上の仕組法は福岡藩の例であったが，同様の仕組みは小倉藩田川郡にも見られた⁽⁹⁾。なお福岡藩は天保以前から銀会所により，主として，鶏卵，蟻を中心に生産奨励・資金貸付・一括販売を内容とする統制的仕組みを運用しており，その仕組みが石炭産業にも適用されたと言う側面もあった⁽¹⁰⁾。

この様に仕組法は龐大な利潤を藩財政にくみ取る収奪的経済機構であったが，同時にこの支配に服する者は濫掘・濫売の弊を免れて安定的な価格による生産と販売を保障され，また藩外の買い手に取ってもこの機構による石炭の安定的供給は魅力であった。しかし反面，低く固定された山元への還元は価格の刺激による増産や技術改良への芽を奪い，限界的な生活にあえぐ坑夫の存在を引きずったまま，筑豊地方の石炭生産量の停滞を招いた。従って筑前の石炭生産量はこの仕組み法体制下の30余年間，毎年8千万斤（48千トン）程度のレベルに止まったという⁽¹¹⁾。ただし問屋のみは藩の統治組織に組み込まれた結果として仕入れと販売の機会を独占的に保障され，明治期における事業拡大の基礎を作ることができた。

（2）復活仕組法

明治期に入って新政府は廃藩置県（明治4年）に引き続き，鉱山心得（同5年），日本坑法（同6年）を公布し，これによって焚石会所をはじめとする藩営仕組法は解体した。ところが再現された自由掘りは逆に統制に慣れ，自立の道を忘れた坑主達を苦しめた。そこで「極端の束縛变じて極端の自由となり，濫掘濫売，斯業者の盛衰旦，夕を測る可からず，為に不義不正の輩を生じ⁽¹²⁾」，坑主達は「明治七年相共に県庁に出頭し前制度の再施行を求めしも時勢一変亦彼の如き干渉を許さず当路者詮議の末終に売買の取締を目的とし鉱物税取纏めの名義を以て芦屋若松に出張所

を置き常に県官を派遣して採掘及び売買を監督⁽¹³⁾」する体制を作り上げた。維新後の新たな世界で仕組法を復活することは事実上困難であったため、坑主達は県を抱え込むことによって乱売を防止し、自己の利益を守ろうとしたのである。その内容はこれを豊前田川郡に見るとができる。それによると、当地では区長、戸長等が協議のうえ、8年11月に県庁の許可をえて、「石炭取締仮規則」を設けた。その幾つかの規定は以下のとくである⁽¹⁴⁾。

石炭取締仮規則（抜粋）

1. 石炭取締のため若松港へ県庁の允許を得問屋を設立し万般の取締を為しめ候事
1. 採出石炭の諸費其他運輸に付川船賃仲仕賃都而定価之儀問屋にて相定候事
1. 川船取締のため草場村に於いて張番所を設け、保護の為県庁より取締役1名出張を願置候事
1. 稼人共石炭川下げの節は草場村張番所より切手札貰請若松港問屋許江右切手相納可申事
1. 若松港問屋并草場張番所相設候上は稼人共自儘に輸出不相成必ず問屋許江壳扱可申事（有松家文書）

即ちここには、県庁の下に旧仕組法の統制方法が生き残っており、坑主達が未だ権威による統制を必要としていたことが理解できる。その上ここではかって藩支配と結びつき、今や封建領主の束縛を離れてより自由度を獲得した問屋が、この仮規則により体制の中に深く組み込まれ、影響力を高めている点が注目に値する。仮規則の他の条項には高値による員外取引と雖も問屋の手を通すべき事が規定されており、この仮規則が問屋の利害を中心に作られているとの趣すらある。その理由は、かれら問屋が旧仕組法以来の前貸制度と、強力な販売力を引き継いで、この幕末、明治初期に坑主及び川船船頭に対する支配力を強めていたからであろう⁽¹⁵⁾。事実、この「石炭取締仮規則」にある「問屋を設立」し、「必ず問屋許江壳扱う可き」とされた問屋は、時を同じく明治8年11月に有力問屋中原嘉左右等の名によって小倉県に売捌申請を提出している⁽¹⁶⁾。このことから見て、自由堀りの下では坑主達がかえって問屋依存の体質を強めていったことが容易に理解できる。

筑豊の石炭鉱業はこの後、明治10年の西南戦争により坑夫及び水夫（水汲人）が

争って軍夫を志願したため、労働力の不足から殆ど休止の状態となり、以後の1年間の石炭生産は極度の停滞状況を示すこととなった⁽¹⁷⁾。

(3) 若松商会

明治13年になると、山元の小坑主中の有志が集まって商会を設立し、採掘炭の販売を行う動きが現れた⁽¹⁸⁾。この商会を若松商会と言う。「明治14年7月筑前若松港石炭景況⁽¹⁹⁾」(三井鉱山株式会社所蔵資料)には「若松商会は先ず石炭を山元から買収するか、口銭による受託販売を行い、次いで商会は問屋を通して買積船にこれを売却、船は問屋に対して口銭を支払う」との流通過程が記されており、若松商会なる組織が小坑主の石炭の買受人または受託販売人として積入問屋を通して県外に石炭販売を行っていたことを伝えている。しかしこの史料は同時に「川船のもの坑口にて買取り積下り売却をなすもの過半なり坑主より商会え送荷をなすは甚だ少なき由なり」とも記し、多くの坑主が川船に売ると言うルートが既に強力であったことが分かる。当時の大手石炭問屋は坑主のみならず川船の船頭をも貸金を通じて支配しており、また船頭が石炭の過半を買い取る資力を持っていたとは考えにくいので、買取り船頭の背後に問屋資本があったと想定しても間違いはあるまい。従ってこの川船船頭は石炭を問屋に納入したであろうし、その問屋は大手の着炭問屋⁽²⁰⁾であったろう。そこで川船の支配力を欠いた上、売捌先市場に不馴れな若松商会が経営的に行き詰まるのは時間の問題であり、この商会は明治13年暮れから14年に掛けての大坂・神戸における「相場の暴騰下落」に情報不足からついて行くことができず、利益を喪失してその存立が不可能となった⁽²¹⁾。しかしこの若松商会の出現は坑主の流通進出の先駆けとも言うべきもので、問屋に対し自立を図ろうとする彼らの意識がようやく形を取って現れたものであった。

(4) 嘉麻組石炭売捌処

明治15年には、再び坑主による流通支配への挑戦が試みられた⁽²²⁾。嘉麻組石炭売捌処は同年1月に参加坑主16名が「坑主申合仮規則」を定めて、若松、芦屋に石炭売捌商社を設立することを約する事によって成立した。その意図するところは当然、「沖船及船問屋之弊害立直し一層石炭代価高直に相成候様」坑主の利益を守ることにあった。具体的には立石村の麻生賀郎(麻生太吉の父)を売捌方主任に任じて若松に置き、坑主との間に「石炭売捌方委託約定書」と「石炭売捌方委託に付約

定書」を相互に取り交わして石炭の販売にあたらせた。坑主は頭取 2 名を以て売捌人を監督したが、売捌人は資金面では独立しており、麻生に支払われる「主任手数料」なる口銭によって売捌処費用を賄った。即ち売捌処は石炭の買取でなく、その販売を委託されたものであった。手数料から売捌処の費用を差し引いた残金はある期間を置いて麻生及び所員 3 名に分配することとした。一方坑主には石炭を売捌処以外に送ることが禁じられ、その様なことが発生した場合には約定上の手数料を売捌処に支払わねばならなかつた。しかしこの約定では、目標の実現のために採炭制限を行つて価格維持を図るなどの具体策が欠けており、しかも売捌人は問屋に対する大量の石炭の単なる受託販売人として機能したに過ぎなかつた⁽²³⁾。

この売捌処は明治15年1月から先ず 5 カ年間営業する計画であったが、炭価の下落が理由となってその年の 6 月にはこの売捌処を回避して販売する有力坑主が現れ、9 月の麻生の帰村によつて瓦解した。自主的売捌に不慣れな坑主は結局の所沖船への販売を仕組法以来それに習熟している問屋⁽²⁴⁾に頼らざるを得ず、また不況時の坑主には問屋の提供する前貸金は魅力的なものであった。明治15年の年央は、14 年の高値を受けて炭価が驚くべき低落を來した時でもあった⁽²⁵⁾。

(5) 廣炭社

廣炭社⁽²⁶⁾は明治18年に吉田千足が坑主帆足義方と契約して組織した会社で、帆足所有の炭坑（直方、香月、新入、潤野）から産出する石炭を門司港から数回上海へ輸出した。この上海への輸出は明治18年1月8日、日本郵船会社越中丸に石炭220万斤を積み込むことによって開始されたが（筑豊炭直輸出の嚆矢）、船積みに至るルートは、川船によって若松に集められた石炭を門司港まで回漕して本船に積み込むと言うものであり、この為に門司港には税關の出張所が設置された⁽²⁷⁾。しかしこの試みは採算割れとなつて失敗した。上海への輸出が日本から持ち込んだ石炭を現地で売却する手法であったため、毎回現地で買い叩かれたこと、及び輸送費が高く国際的市場上海における価格競争⁽²⁸⁾に太刀打ちできなかつたことが理由である。翌年彼らは東京の財界人三野村利助（三井組理事、東京証券取引所設立者）等の参加を得てこの廣炭社を日本石炭会社の名称で再組織し（資本金30万円）、東京に本社、門司に支店、若松に出張所を設けて再度石炭の輸出を試みた。しかしこれも成功せず、結局国内販売に頼ることとなつた。彼らが問屋が支配する国内市場を

避けて輸出に着目した点には先見性があったが、それを実体化する為の力量が不足していた。

以上天保期の仕組法から出発して明治10年代後半迄の坑主による石炭販売への進出の試みについて見てきたが、そこに見られるものは仕組法、自由掘りを通して強化、確立されてきた問屋の地位と、明治期以降増加してきた石炭生産量を背景に、ようやく流通支配権を自己の手に置きたいと願うようになった坑主の姿であった。ただし、資力も、販売経験も乏しい坑主には未だこの優勢な問屋の力を減殺する力は備わっていなかった。そうしてこの様な坑主達が初めて筑豊の全域規模で団結してこの問題に挑戦したのが本稿の主題たる筑豊石炭坑業組合と石炭一括販売所の設立であった。

3. 筑豊石炭坑業組合の成立と石炭一括販売所

(1) 設立の経緯

明治18年、福岡県は県令布達第34号を以て石炭坑業人組合準則を発令し、これを受けて筑豊の坑主達は県の指導の下に各郡単位で石炭坑業組合を結成した。即ち先ず、田川郡坑業組合が18年7月に設置総会を行い、次いで8月中旬に嘉麻郡・嘉穂郡、遠賀郡、鞍手郡と設立が続いて、同年11月14日には筑豊五郡坑業組合がこれら五郡の連合体として結成された。この坑業組合の主たる目的は、組合規約によると採炭事業に関する改良・進歩の研究、石炭販売に関し共同の利益を保護すること、及び石炭運搬の便法を図り其取締方法を議定実施することにあり⁽²⁹⁾、具体的には石炭販売と川船管理が主要な目的であった。このうち石炭販売に関しては、県主催のもとに10月29日から11月6日にかけて直方で開催された事前の五郡石炭坑業組合連合会々議において具体的な主要議題として取り上げられており（1号議事 細則、2号議事 五郡連合規約草案、3号議事 依託販売），これが組合設立の当面の主要関心事であったことが分かる。この依託販売即ち一括販売についての審議は31日に県官僚、五郡正副組長等41名によって集中的に審議され、目尾坑主杉山徳三郎が信認金及び石炭為換金5万円を準備してこれを引き受けることで決着した⁽³⁰⁾。

一方坑業組合の政治は総長の下に幹事（五郡各組長4名）、書記（職員、4名）を置き、若松に取締所、芦屋に出張所を設けることとした。また別に徳三郎等坑主

委員10名、郡別議員38名を選出し顧問団とした。そして組合総長にはこの組合の設立を主導した福岡県3等属たる石野寛平が就任した⁽³¹⁾。

ところで福岡日々新聞が伝えるところによると⁽³²⁾、組合の開業式は12月21, 22の両日、若松、芦屋において挙行された。若松では恵比寿神社境内に式場を置き、県令岸良俊介、5郡郡長等多数の来賓をはじめ、坑業人議員36名余、石炭問屋代表20名、販売所員9名を含む150余名が出席して盛大なものとなった。県令の祝辞の後五郡組合代表桑野利七、各郡長、一括販売引受人杉山徳三郎、石野寛平等が演説し、終了後は芸妓を入れた無礼講となって夜に入り、若松の町は満艦飾の祭りに賑わい、花火80発（内50発は若松有志、30発は杉山負担）が打ち上げられた。

22日の芦屋においては松本潜宅（旧藩石炭取扱所）を会場とし、県令、4郡郡長を始め100名余が参会し、遠賀郡副組長添田与七郎、一括販売人杉山徳三郎が司会の役割を務めた。ここでも県令の祝詞の後、この添田、杉山を含む多くの人々が演説した。その後宴席となり、山鹿芦屋両町を挙げてのお祭りとなった。

引用した記事から筑豊石炭坑業組合の設立が、県にとって重要な施策の一つであったこと、若松、芦屋両港にとってそれが町勢上重要な出来事であったこと、及び石炭一括販売人杉山徳三郎が全面的に活躍したことが読みとれる。このことから徳三郎が坑業組合及び一括販売所の設立に主導的役割を果たしたことが推定できよう。彼は信認金を準備して一括販売人を引き受け、開業式においてもある意味では中心的な役割を演じていた。

（2）石炭一括販売所の機能

現在に至るまで石炭一括販売所に関する詳しい史料は発見されておらず、従ってその内容を明確に描き出すのは極めて困難である。しかし幸いなことに、麻生セメント株式会社の研究員今野孝氏が、田川、鞍手、嘉麻3郡の燐石坑主14名が明治19年5月に一括販売所の杉山徳三郎と結んだ、「五郡燐石坑主申合契約⁽³³⁾」の内容について報告しておられる。筑豊坑業人組合成立後さして間のない時点で石炭一括販売所を前提としてつくられたこの契約は、当然石炭坑主と一括販売人との間に存在した契約を土台にし、または参考にしたであろうから、石炭に関する一括販売契約の内容もほぼこの燐石坑主の契約に近似していたと考えて間違はないであろう。よってこの契約から石炭の委託販売契約の内容を推定することは可能であると考え

られる。

この燐石坑主申合契約の内容は要約すると次の通りであった。

五郡燐石坑主申合契約（抜粋）

1. 当港にて売捌する燐石は、凡定価を立嚴重に売却をなす事
1. 日間売却ならざる分は若松港に陸上をなし、陸上石は時の相場七分以内を為換する事
1. 陸上け石は凡三郡にて五百万斤を限りとす
1. 若松陸上け五百万斤を経過するときは、各郡へ照会し悉皆積留をなし、積留の報知を承知して積下けたる分は、悉皆取締所へ没収するものとす
1. 陸上に限り為換金利足は、期限内一ヶ月金拾円に付拾銭とす
1. 各郡坑主の川船積入炭に対し、為換金を嚴重にして取組をなすこと、但為替付石炭途中にて生したる損害は坑主の責任にして・・（別条：一括店より為換取扱員の派出あり）
1. 定価は商況に拠り坑主の見込と一括店の見込を合せ、取締所に於て之を定るものとす（附属契約：取締所の承認附き一円以下の値下げ容認あり）
1. 各坑燐石炭に限り一塊たりとも一括店の手準を経さるものは見当次第差押へ取締所へ之れを没収すべし（附属契約：誤謬と言えども問屋に送付する者は契約違反と見なし相当の処分）。

即ち、この契約は燐石坑主と一括店の見込を合わせて設定した定価による一括店の専売、及び若松における貯石量五百万斤を上限とした山元からの出荷量制限を内容とし、これに若松港陸上げ時及び、山元よりの出炭時のファイナンス（為替）をも加えて定めたものである。この内容から推定して石炭の場合も、多分一括販売所の主要機能は積下石炭の専売行為、価格決定への関与、滞貨時の積下制限による定価維持にあり、併せて坑主との間に為替取組を結ぶこととなっていたと考えて良いであろう。

このうち為替について検討すると、明治18年当時の筑豊においては仕組法以来の問屋による前貸金決済と共に、荷為替決済の方法も取り入れられていたと考えられ、「福岡日々新聞（明治18年12月15日）」には既に「荷為替の競争 穂波郡飯塚駅の福岡十七銀行支店と杉山荷為替所と競争の模様ありと」と一括販売所と既存銀行の

為替手続きの間に競合を予測する記事が掲載されている。また先の開業式に第八十七銀行、筑紫銀行が招待されていた事もこの為替取引の利用を証明していよう。荷為替の取組とは坑主（売主）が川船に石炭を積み込んだ後、その送り状（船荷証券となる）と一括販売人（買主）を支払人とする為替手形を提出することにより銀行から現金を受け取り（為替割引）、一方銀行（所持人）は一括販売人から現金の払い込みを受けてこの送り状を交付、これにより販売人は着貨を自己のものとできる石炭売買の決済手法である。一括販売人杉山徳三郎と坑主の契約では運送途上の危険負担を当時のこととて、保険によらず坑主の負うべき責任とした。そこでここにおいて検討すべきはこの様な荷為替取組の仕組みを持ちながら、前述の申合契約にみるように、なお坑主と一括販売人徳三郎が陸上げ燐石（石炭）について月利1%の為換を約定していることである。この約定を為替の取組と見なすとこれは明らかに一種の屋上屋であるが、銀行による為替取組が、期待される坑主の売捌額より低めの評価によって為された場合⁽³⁴⁾、石炭・燐石を即売できなかった坑主にとっては資金不足が深刻になるため、新たな資金調達源としてこの陸上為換は必要不可欠なものであり、それ故数条を用いてこれを申合契約の内容としたとも考えられる。

但しこの陸上為替はこれを為替と断じるには問題があろう。明治政府は既に明治5年（1872）に国立銀行条例⁽³⁵⁾により銀行類似の業務を行うには国の承認が必要としており、当時未だ実態のない坑主の組合にこのような金融業務を認める可能性はほとんど無いはずである。またもし認めたなら当時この組合の設立動向を詳しく報道していた福岡日々新聞はそれを伝えたであろう。よって多分これは当時普及していた個人間の貸借（石炭が売れるまでの証書貸付によるファイナンス）を坑業組合と徳三郎が取り込んで制度化し、これに為換の名を付したものであろう。

以上の様に一括販売所が坑主から期待された機能にはファイナンス機能があり、これが積下制限とともにそれ迄の坑主達の挑戦とは異なり一歩進んだ対応となっていた。

（3）石炭一括販売所の終焉

日本礦業會誌第52号（明治22年6月）に掲載された「筑豊石炭坑業組合沿革の略（一括店の略）」は「杉山徳三郎を以て引受人と定め、特に契約を結び一括販売を為し競争濫売の弊を矯正し専ら鉱業者の利益を図りしも諸般の関係に於て支吾を生

じ來り終に之を維持する能はずして廢するに至れり」とその終焉を伝えている。但しその廢止の日付については言及していない。

しかし徳三郎が残した「日記」のうち現代にまで残る明治19年の断片は、多分彼が同年7月以降のある月の12日に一括販売所を断念したことを暗示している⁽³⁶⁾。ここで日記の中の一括販売所に關係するところを抜き書きすると以下の通りである。

4月18日 石炭の取締総長とのみ一括壳捌変格之下案認め最中にして他に用事をなさす

5月15日 一括店勘定取調子方法設け最中也 百事本日を以て深く注意すること

17日 一括店諸帳簿変更替正之事 一括店余程取締したる事

19日 頃日景況沖船少して川船多く一括店大混雜 炭価下落 許斐帆足吉田
杉山事務所集合之事上海送炭之事に付大阪商船会社々員と懇意になる

20日 日々炭下落 坑主殆ど貧極に迫る

22日 日々一括店之替格に掛る

6月8日 日々相変義なし 一括店と坑主と問屋と云々有るのみ

10日 頃日前後一括店之景況を記す 取締所と一括店は風前之燈の如し 貸付たる金は不融通と称して不納 送り炭は昼乱売 約定も義務も道理も國之法も□□□□神も佛も國之法も無きもの哉と實に嘆するより外なし 後日これを記し読比 見るへし

月不明10日 若松各問屋福岡県庁に出頭したる由

12日 当時預け金高馬関。七千円 百拾銀行。三千円 □銀行 弐千円
小倉八拾七銀行。五千円 長崎三井銀行。一万円 長崎十八銀行
都合計弐万八 千円預け高 外に壹万円一括店資本金

即ち徳三郎は一括販売所の体制建て直しに専心したが、5月の炭価下落が激しくかつ山元からの積下炭は滞留し、陸上げ貸付金は不返還、坑主は濫売に走る状況になり、一括販売所は遂に価格と送炭の統制力を失ってしまったのであった。彼の落胆は6月10日に頂点に達し、その後に預金の確認となった。この確認の前後が彼の撤退決断の日となったのであろう。もし福岡日々新聞の報道（11月14日）する発足前の「信認金及び石炭為換金5万円」が正確な数字なら徳三郎の出資金はこの時点での信認金1万円のみに減耗していたことになる。明治19年は産出増の著しい筑豊炭

が一時的に供給過剰となった年で、特に年半ばの炭価下落が激しく、筑豊では後々にまで「19年の恐慌⁽³⁷⁾」と呼ばれた年であった。

撤退の決断をしたものの、一括販売所の実際の終焉は9月を過ぎてからであった。先の今野報告によると、3郡の畳石坑主は同年9月に再び決議を行い「畳石壳立高並に月割代価予定契約」を結んだが、これは徳三郎の一括販売所の機能低下と最近の販売・積下の状況を織り込んだもので、一括販売所への言及ヶ處はあるものの、もはや契約書の正面に出ているのは坑業取締所と新たに任命する畳石壳捌立会委員であった⁽³⁸⁾。一括販売所はこの後に姿を消したのであろう。筑豊石炭坑業組合は「即ち其契約を解き杉山の功労を称し組合中有志者相謀り同氏へ金牌を贈りて之を謝し」、ここに石炭一括販売所の試みは終了した⁽³⁹⁾。

なお、徳三郎日記の5月19日に名前がある吉田は廣炭社・日本石炭会社の吉田千足であろう。徳三郎等が販売先を中国に求めて吉田及び船会社と相談したものと思われる。

4. 石炭一括販売所の評価

石炭・畳石坑主と一括販売所の契約においては、一括販売所の収入・経費負担に関する条項が欠けており、これが先行した嘉麻組石炭壳捌所に対するもう一つの違いとなっている。この点に関しては別途に約定書が存在した可能性もあるが、その場合でも一括販売所の経費は、この機構が常識的に見て組合取締所の一部と考えられることから、人件費を含めて約定の対象とはならなかったことが十分に考えられる。よってここで確定的にいえることは一括販売所（人）の収入源が陸上為換の利息のみであったろうということである。

そこで次にこの一括販売所の性格が検討の対象となる。先の山元荷為替の存在を前提とするなら一括販売所は坑主からの石炭の買受人であり、受委託契約により口銭を稼ぐ受託販売人ではない。取引の常態として自分の所有にならないものに対して荷為替を取り組む事は考えられないからである。そこでこの大口買受人がこれを県外の需要先に自ら直接あるいは問屋機能をもって売り込み、売買差益を稼ぐのか、或いは大口荷主として港で問屋に石炭を売り込むのかが問題となる。前者の場合、一括販売所は当然のこととして自ら積送船或いは積送先市場を確保する能力を持つ

必要があるが、当時の坑主にそれだけの力があったとは思われない。そこで一括販売所は着炭問屋に対して大口荷主として売り込みを為す者となるが⁽⁴⁰⁾、一括販売所が問屋に対して値決めを行う権限は坑主との契約によって極めて限定されているので、一括販売所は価格決定に関する限りは坑主の単なる出先サービス人として機能しているに過ぎない。そこで一括販売所の売買差損益はそれを取る余地がないかあるいは調整可能なほど僅少であったであろう。

これを要して一括販売所は陸上為換（前貸金）の利息のみを収入源とする脆弱な財務体質の販売出先機関であり、徳三郎が用意した石炭為換金5万円を使い切ると他に資金源、ファイナンスの原資がないことになる。実際坑主達は陸上為換の元利を返済しなかったのであるから、原資は短期間で払底したはずである。徳三郎にとつて折角意欲を持って提供した資金が瞬く間に消費されて、憤慨に堪えぬのはもっともなことであった。

一括販売所が大量の筑豊炭を背景に持ったことが問屋との販売交渉上自らを不利な立場に追い込んだことも指摘しておく必要があろう。即ち山元から積下す石炭量が多い事は需給関係が坑主に有利な場合においてのみ有効であり、市場が供給過多である場合には炭量の存在は売値の引き下げ理由にこそなれ、価格の維持向上という坑主の願にはつながらない。よって坑主が団結して強力な生産（積下し）制限を実施しなければ不況時の一括販売所の交渉力は減退するのである。实际上この19年年央の単価下落は生産量の急増を背景にしているため、一括販売所の積留要請は受け入れられなかったわけで、供給過多から坑主間の団結は脆くも破壊されたのであった。その上、一括販売店には松本潜・安川敬一郎という強力なアウトサイダーが存在した⁽⁴¹⁾。県当局の意図がどうであれ、明治18年後半の増産と安定した炭価の上で進められた組合の結成と、これに寄り添う形で成立した一括販売所の石炭販売への進出は、市況の変動によってあっけなく費え去らざるを得なかつたのである。

上述の理由により石炭一括販売所が実際に機能した期間は、徳三郎の努力と意気込みにも拘わらず僅かに半年であった。そしてそれは下表に見るように坑主が連合して販売進出を求める行動の最後でしかも坑業組合を背景とした筑豊規模での試みであった。これらの坑主の試みがいずれも不成功に終わった理由は明らかに坑主達が価格維持を望みながら販売市場の開拓力、若松・芦屋における船積みの知識

を欠き、一方では肝心な内部の団結力を維持できなかったからに他ならない。しかしこれは徳三郎を始めとする幕末から明治初期の坑主達の能力の限界と言うより、一般的な意味において生産者の流通支配がいかに困難であるかを石炭産業が端的に示したものあったと言うべきであろう。特にこの石炭産業のような単一商品の生産では、生産者間の商品差別化が難しく、勢い単一の商品が多量に市場に向かおうとして値崩れを引き起こしやすい。従って筑豊炭坑が日本の経済的離陸をエネルギー面で支えつつ、自らも成長の道を歩んだ明治期を通して、坑主の販売進出への望みは一部の例外と小規模のものを除いて殆ど道を見いだし得なかった。明治21年の選定鉱区制の導入により筑豊への参入を開始した中央の財閥資本は、若松築港会社による若松港浚渫開始（明治23年）、筑豊坑業鉄道の若松・直方開通（同24年）等の送炭手段の拡充を背景に、続々と若松に販売所を設けて営業活動を開始し始めた。先ず三井鉱業が鉱業資本として明治20年に若松に出張所を設け、次いで24年になると三井、三菱、古河、住友石炭等の商社の進出が続いた⁽⁴²⁾。地元坑主の進出は19年に先発していた安川商店を除くと影響力のあるものは数えるほどしか存在せず、安川と共に地場資本として成長した麻生、貝島の両炭坑もその販売権は最終的に三井物産の手に属していた。明治10年代半ばに炭坑経営に進出したものの成功を見ずに経営力を喪失していった代表的問屋勢力中原屋に代わって、銀行による貸付と商事会社による専売が強固に結びついた財閥グループが新たな問屋制度を筑豊に確立したのであった。明治期の筑豊は結局のところ問屋支配を排除することが出来なかつたのである⁽⁴³⁾。

5. 終わりに—石炭一括販売所と徳三郎の企業家活動—

最後に、徳三郎が一括販売所を中止した理由について、鼎湖生（高野江基太郎）は「筑豊石炭史談」（「門司新報（明治29年11月17日）」）の中で「各坑主の事業に対し前以て幾分の資金を貸与するの約束なりしも坑主中不当の貸出を迫るものあり、契約の趣旨に悖るを以て杉山氏敢へて其の請求を容れざりしかば二者の間終に面白からざる結果」が発生したことにあるとしている。これは明らかに石炭為換金5万円を使い切ったので、徳三郎がそれ以上の支弁を拒否したのを意味するのであろう。また先の今野孝氏は一括販売所の中止理由を「為替」に対する杉山の資金力の限界

坑主による販売進出の試み

	復活仕組法	若松商会	嘉麻組売捌所	石炭一括販売所	広炭社
成立年	明治7年 (1874)	明治13年 (1880)	明治15年 (1882)	明治18年末 (1885)	明治18年 (1885)
主導者	坑主 (実権は問屋)	小坑主	麻生賀郎等坑主 16名	坑主組合・杉山 徳三郎	吉田千足
管理者	県(公権力)	商会自体	売捌人	一手販売人	会社自体
機関の性格	問屋	買受人 受託販売業者	受託販売業者	買受人 大口荷主	輸出商社
目的	濫掘乱売防止	流通進出	川船船頭、問屋 の排除	問屋排除・生産 制限資金援助	問屋排除
消滅理由	明治10年 西南戦争	明治14年 川船運送・市場 情報の確保失敗	明治15年 市況の悪化 団結力不足	明治19年中 市況の悪化 団結力不足	不明 販売力量不足
影響	問屋支配の温存	坑主の流通進出 の先駆け	燐石一手販売人 に繋る努力	坑主の集団的努力 の限界	石炭輸出の先駆け

に求めておられる⁽⁴⁴⁾。確かに先の日記が示すように撤退決断時点での彼の預金量は2万7千円と、既消費額を下回っており、それ故今野氏の推定が陸上為替に限定されるのならそれは当を得ていたことになろう。しかしここは資金量が不足していたと言うより提供した資金を超える資金流出に徳三郎が合理的な判断を下したと解釈するほうが正しいようにも思える。

なお、この様な蹉跌の中でも徳三郎が思いもよらない方法で石炭市場への進出策を考えていたことを報告しておくべきであろう。輸送船による石炭の市場への直送である。

彼の「日記」には「預金調べ」に續いて、次のことが記されている。

27日 兵庫船雛形送る

28日 兵庫機械方到着 橋本達造なるもの也

即ち彼は輸送船により自ら石炭を需要先(神戸)に運ぼうとしたのであった。この雛形は総トン数30トン、1本マストの外車式蒸気船、若松丸⁽⁴⁵⁾となって実現したが、その推進方法が外輪船であったのは恐らくは水深の浅い若松湾を考慮したことであつたろう。この船がどの様に使用され、航海したかは不明であるが、徳三

郎はこの船の経験を前提に明治21年には「数万円の汽船1隻を注文、これで数十隻の和船を曳航⁽⁴⁶⁾」するタグボート方式による石炭輸送を計画した。この計画の実現の成否はともかく、蒸気機関技術の専門家である徳三郎は若松における石炭販売上の障壁、即ち問屋の持つ石炭販売の実権を船と言う「技術」を用いることによって破ろうとしたのであった。事実この曳き舟方式は後の大正時代に入り、1915年以降若松大阪間の石炭輸送の中心的手段となった⁽⁴⁷⁾。しかしこの時代の曳き舟方式はあくまで財閥系有力問屋の石炭を運んだのであった。従って彼の技術的着眼点は確かに時代を超えて正確ではあったが、石炭産業の商業的側面が持つ重要性を越えるものではなかった。彼が一括販売所の失敗から得た結論は、やはり蒸気力の利用であったが、それは技術系企業家が持つ限界でもあったのである。

注

- (1) 拙稿「北九州諸炭坑の機械化と目尾炭坑の開坑」『千葉商大論叢』39巻2号 2001年9月参照。
- (2) 『帝国統計年鑑』第4－9、田中直樹『近代日本炭礦労働史研究』草風館 1984年 p.55、より引用。
- (3) 拙稿「筑豊炭田の開発とスペシャルポンプ」『千葉商大論叢』36巻1号 p.148 1998年6月参照。
- (4) 遠藤正男「徳川後期筑前地方に於ける石炭鉱業の發展（上）」社会経済史学会『社会経済史学』第三巻二号 昭和九年 pp.164－165、高野江基太郎『日本炭礦誌』pp.5－6。
- (5) 松下志朗「福岡藩の焚石・石炭旅売仕組について」『近代経済の歴史的基礎』p.597。
- (6) 遠藤正男「前掲書」p.165。
- (7) 遠藤正男「前掲書」p.161, pp.165－180。
- (8) 松下志朗「前掲書」pp.597－605。
- (9) 高野江基太郎「前掲書」p.6。
- (10) 遠藤正男「前掲書」p.167。
- (11) 隅谷三喜男『日本石炭産業分析』岩波書店 昭和四十三年 p.18。
- (12) 高野江基太郎「前掲書」p.8。
- (13) 高野江基太郎「前掲書」p.11、同『筑豊炭礦誌』中村近古堂 明治三十一年 p.9。
- (14) 隅谷三喜男『前掲書』p.106より引用。ただし全文は神崎義夫「筑豊炭鉱發達史における石炭商業資本(1)」北九州大学『北九州産業社会研究所 紀要』一号 pp.21－22に収録されている。
- (15) 遠藤正男「筑豊石炭業に於ける問屋制の変遷」社会経済史学会『社会経済史学』第三巻九号 昭和九年 p.1274。

- (16) 遠藤正男「前掲書」p.1268及び神崎義夫「前掲書」p.23に以下の文書が収録されている。

石炭取扱の義に付願

今般田川郡炭礦之儀第二大区々戸長協儀に而仮規則取設御許可請可取斗趣承知仕候付、右規則に照準筑前国遠賀郡若松港において壳捌方取斗申度何卒御許容被成下候様仕度此段奉願候 以上

明治八年十一月十四日

第一大区一小区米区 近藤彦兵衛
寶町 中原嘉左右
堺町 白石 庸

小倉県令小幡高政殿

北九州大学の神崎義夫教授は近藤（中原の親戚、米会所役人）、白石（旧藩会計担当役人）の2人とも石炭商人としての働きが見られないことから、中原（中原屋）が独占出願をカムフラージュするために彼らを加えたと推定されている。

- (17) 高野江基太郎「日本炭礦誌」p.11。

- (18) 松本健次郎『松本健次郎懐旧談』鱗書房 p.34。

本節に関しては二つの問題を検討する必要がある。

先ず、若松商会が坑主により組織されたものか、若松の小石炭問屋により作られたものは論が分かれる。高野江（「筑豊炭礦誌」p.8），松本は坑主説を探り、麻生セメントの研究員今野孝は後者である「明治15年福岡県における嘉麻組石炭壳捌處に関する一考察」西南地域史研究会『西南地域史研究 第1輯』文献出版 昭和五二年 p.164。北九州大学の神崎教授は折衷的立場をとる「筑豊炭鉱発達史における石炭商業資本(1)」北九州大学『北九州産業社会研究所紀要』三号 p.14。本論においては小問屋が集合して大手に対抗する場合、積入機能も自己の業務に取り込む可能性が強いと考えられるので、積入問屋を使うこの商会を坑主による設立とする説により合理性があると考える。

もう一つの問題は川船船頭の独立性に関してである。仕組法解体後の船頭は、山元の坑主と約定して、約定船（自営船）による独立自営の小経営者となったとの考え方があり 藤本隆士「近世後期・明治前期、遠賀川における川困」秀村他『近代経済の歴史的基盤』ミネルヴァ書房 1977年 p.622、本文に引用した「明治14年7月筑前若松港石炭景況」における船頭は、恰もこの論を証するがごとく、問屋との交渉力を有する者として報告されている。一方、先の遠藤論文は問屋の支配権が前貸金によって山元のみならず、船頭にも及んでいたことを論証している 遠藤正男「前掲書」pp.2272-2274。一般論として壳捌先やその手段を持たない川船船頭が石炭の購買（仕入れ）力を持つ可能性は比較的小さいと考えられるので、本論は遠藤説によっている。

鼎湖（高野江基太郎）「筑豊石炭史談」『門司港新聞』明治29年11月13日に「川船の勢力は当時に至るも依然とし当業者を苦しめしめ所謂送り状なしの運炭に留まりたれは」との表現があり、若松商会が仕組法以来のルートを使用できなかったことを報告している。

- (19) 田中直樹「解説」福岡県『福岡県史 近代資料編 三池鉱山年報』昭和五十七年 p.37。

- (20) 着炭問屋、積入問屋。前者は一般的に言う仲買営業人で、坑業人より石炭の一手販売の委託を受け自己の名義にてこれを売捌く者。坑主に対し前貸金を貸し付けて石炭の委託販売を引受け、石炭売却代金の内より漸次返納せしむる。後者は一般に荷主に積船を周旋し被雇い船に荷物の媒介積入をなし其船長より手数料を徴収して自己の所得となす者、即ち資本を持たない仲介者であった。無論中には着炭取り扱いに進む者もあった 堀文平 松島準吉『九州石炭集散及売買慣習取調報告書』東京商業高等学校 明治三十八年 pp.35－39。此処に於ける一手販売の受託者は自己の名義で販売するのであるから坑主に対しては買受人と考えて良いであろう。本来ならば買取時に前貸し金を引いて支払いを行うべき所、その石炭が売却できた時にこの支払いを行うのである。
- (21) 高野江基太郎「前掲書」p.8。
- (22) 本節は総て今野孝「前掲書」及び、同書が記載する資料によっている。
- (23) 今野孝「前掲書」p.171。
- (24) 前述した明治38年時点での問屋機能の分担がいつ頃成立したかは史料の関係で不明である。嘉麻組が対応する「沖船及船問屋」は明らかに坑主を束縛する力を有しているので、着炭問屋と見られるが、若松商会が対応する問屋は口銭を稼ぐ以上積入問屋としての色彩が強い。よって明治13年頃には既にこの様に着炭問屋に対して、その機能の間隙を縫う形で積入問屋が発生していたと考えることが可能と思われる。
- (25) 明治15年の炭価は前年の急騰の後、大幅な下落となった。例えば唐津炭の15年炭価は14年に比し21%の下落である。筑豊炭の年初からの下落率は30%を越えた。隅谷三喜男「前掲書」p.205, 202。なお全国消費者物価（推定）も7%下落した 安藤良雄『近代日本経済史要覧』東大出版会 1995年 p.4。
- (26) 安川敬一郎『撫松余韻』昭和十年 pp.553－554, 北九州市『北九州市史 産業経済1』p.47, 吉原政道「長崎県下、福岡県下炭山報告」工学会『工学会誌』第六十三号 明治二十年 pp.164－168。
- (27) 福岡日々新聞 明治19年1月13日（水）。
- (28) 「筑豊坑業組合」「日本礦業會誌」第五拾弐号 明治二十二年 p.435。
- (29) 高野江基太郎「前掲書」p.134。
- (30) 『福岡日々新聞』明治18年11月3日, 14日。
- (31) 『福岡日々新聞』明治18年11月30日。
- (32) 『福岡日々新聞』明治18年12月27日, 29日
- (33) 今野孝「明治期筑豊における燐石鉱業の一考察—燐石一括売捌きをめぐって—」西日本文化協会『エネルギー史研究』NO.13 1984に記載する史料（「嘉麻燐石坑約定書（麻生家文書燐石A－一九）」中の「五郡燐石坑主申合契約」）。
- (34) 前述の「九州石炭集散及売買慣習取調報告」p.55に、若松・大阪間の石炭送付に関し「荷為替組金額は現価の八掛を普通とす、故に残金額は送金を受けざる可からず」とある。
- (35) 国立銀行条例第二十二条第三節「為替両替預り金貸附等都て銀行に類する業を営む者は向後紙幣頭の承認を得されば其営業を為すべからず故に從来其業を事とする商会又は銀行等は其地方官庁を経て在来営業の次第を悉く紙幣寮へ申牒し其指令に従て報告書を差出へし」。
- (36) 徳三郎の明治13－19年日記は昭和30年代に園田稔氏によって日付順に撮影された。

月不明日は6月10日の後にあること及び6月までの記述内容がかなり切迫したものであるため、銀行残高勘定即ち撤退決断の日は多分7月12日前後であろう。

- (37) 隅谷三喜男「前掲書」pp.206-208, 永末十四雄『筑豊万華』1996年 三一書房 p.84, 若松郷土研究会「若松百年年表 郷土若松特集号」昭和四十四年 p.9, 高橋光威『炭鉱王』明治三十六年 p.74。

- (38) 今野孝「前掲書」pp.45-46より引用。

吉原政道は19年11月末の現地訪問により、一括販売所が一時的困難の後、19年末には石炭販売の主導権を回復したとしている 吉原政道「前掲書」p.167。しかし根拠に乏しい。

- (39) 「一括店の略」「筑豊石炭坑業組合沿革の略」『日本礦業會誌』第52号（明治22年6月）p.357, 濑川光行『商海英傑伝』三益社 明治二十六年 四ノ二十五。

なお、この結論は吉原政道が報じる一括販売所の景況と矛盾する 吉原政道「前掲書」p.167。彼は19年11月末の現地訪問により、一括販売所が一時的困難の後、石炭販売の主導権を回復したとしている。しかし現実はそうは動かなかった。よって彼の言う年末における一括販売所の活動は疑わしい。

- (40) 今野孝「前掲書」p.44には前記「五郡燐石坑主申合契約」に引き続いで附属契約を採録している。その中に「買問屋を望むものは、兼て一括店に対し其旨協議を為し」とあるので、一括販売所は問屋とは認識されていないことになる。

また資料としての信憑性に問題はあるが、吉村政道は着炭問屋久保商店の存在を伝えている。彼によるとこの問屋は一括販売所の石炭を「悉く」販売しており、その主な市場は神戸の開昇組を介する香港であった 吉原政道「前掲書」p.167。

なお燐石坑主は明治22年1月に再び定約証を作成して販売進出に挑戦したが、今回は博多の商人を買受人とした 今野孝「前掲書」p.51。

- (41) 徳三郎の「日記」によると、彼の協力者は許斐鷹介、帆足義方の二人であった。許斐（新手、本洞）、帆足（新入、直方、香月）、杉山（目尾）はいずれも機械採炭による当時の最新鋭炭坑である『福岡日々新』。明治18年11月3日。しかしここには松本潜・安川敬一郎兄弟は入っていない。安川は明治10年芦屋に安川商店を開き、明治18年神戸支店、19年若松本店、明治21年には門司支店と販売網を拡大、直営自販方式をとっていた 合力理可夫「明治期における安川・松本家の石炭経営について」『第一経大論集』26巻2号 平成8年 pp.2-4, 宇田川勝「筑豊御三家の事業展開に関する覚書」中川敬一郎『企業経営の歴史的研究』岩波書店 1990年 p.128。一括販売所にとって安川は強力なアウトサイダーだったであろう。そして、地場資本としては最終的にこのアウトサイダーが筑豊における石炭の自主販売権の獲得に成功した。

- (42) 若松郷土研究会「前掲書」pp.11-17。

- (43) 宇田川勝「前掲書」pp.125-127, pp.130-132, 神崎義夫「北九州に於ける近代企業家の発生〔2〕」北九州大学「北九州産業社会研究所紀要」4号 p.29。

- (44) 今野孝「前掲書」p.47。

- (45) 通信省管船局『船名録』MJ19-26。

- (46) 西日本文化協会『筑豊石炭礦業史年表』昭和48年 p.146。

- (47) 牧野文夫「中間技術の開発と技術選択（その2）内航海運業の分析」『招かれたプロメテウス—近代日本の技術発展』風行社 1996年 p.55。